別表１
対象取組と交付単価

対象取組	対象作物	主な要件	１０ａ当たりの交付単価
堆肥の施用 (C/N比が１０以上の腐熟した堆肥を施用する取組) +５割低減の取組（注１）	水稲	もみがら、樹皮、動物の排せつ物等を堆肥又は撹拌し腐熟させたもの（注２）を１０ａ当たりおおむね０．５ｔ以上施用	３，６００円
		もみがら、樹皮、動物の排せつ物等を堆肥又は撹拌し腐熟させたもの（注２）を１０ａ当たり０．２５ｔ以上～おおむね０．５ｔ未満施用	１，８００円
	水稲以外	もみがら、樹皮、動物の排せつ物等を堆肥又は撹拌し腐熟させたもの（注２）を１０ａ当たりおおむね１．０ｔ以上施用	３，６００円
		もみがら、樹皮、動物の排せつ物等を堆肥又は撹拌し腐熟させたもの（注２）を１０ａ当たり０．５ｔ以上～おおむね１．０ｔ未満施用	１，８００円
緑肥の施用+５割低減の取組（注１）	水稲等	カバークロップ：主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥を作付け リビングマルチ：主作物の畝間に緑肥を作付け 草生栽培：果樹又は茶の園地に緑肥を作付け	５，０００円
炭の投入+５割低減の取組（注１）	水稲等	１０ａ当たり５０ｋｇ以上（又は５００リットル以上（もみ殻くん炭に限る））の施用	５，０００円
総合防除+５割低減の取組（注１）	水稲・大豆・いちご・なし	対象作物のＩＰＭ実践指標について、管理ポイント６割以上を実施	４，０００円
有機農業	水稲等	国際水準(有機ＪＡＳ)に基づき化学肥料・化学合成農薬を使用しない	１４，０００円
	そば等雑穀・飼料作物		３，０００円
	水稲等	国際水準(有機ＪＡＳ)に基づき化学肥料・化学合成農薬を使用しない 土壌診断を実施し、併せて堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれかを実施すること	１６，０００円
	水稲等	新たに有機農業の取組を開始する同一団体内の農業者に対して行う、指導・助言・相談対応	４，０００円

（注１）表中の「５割低減の取組」は、化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として５割以上低減する取組をいう。
（注２）特殊肥料等を指定する件（昭和25年６月20日農林省告示第177号）の１の（ロ）で定められている堆肥で「稲わら」を除くもの。
（注３）令和７年度から、「長期中干し」、「冬期湛水」、「江の設置」は多面的機能支払交付金へ移管されました。